

令和4年度医薬品等一斉監視指導結果（千葉県）

- (1) 概要：薬局及び店舗販売業者等に対する医薬品等一斉監視指導は、毎年度国から監視指導重点項目が示され、全国一斉に薬事監視等を実施するものである。
- (2) 実施期間：令和4年7月1日から令和4年12月31日まで
- (3) 実施結果：上位項目のみ抜粋

薬局（263店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	229	34
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	230	33
薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	234	29
薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	240	23
医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか（同一の許可事業者の複数の事業所間における医薬品の譲渡・譲受に係る取引について、業許可を受けた場所ごとに移転に係る記録（品名、ロット番号、使用期限、数量、場所、年月日）を作成し、保存しているかどうかを含む）。	242	21

店舗販売業（144店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	126	18
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	128	16
医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	129	15
薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	133	11
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	135	9